

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 「困ったなあ」 娘の忘れ形見の孫を 婿が引き取りたいと…

孫娘のご相談です。私たちが夫婦は共に70歳になりました。40歳半ばになる息子は、ずっと独身で結婚する気もなく、孫はとうに諦めました。娘は大学を卒業後に恋愛結婚をし、孫が一人生まれました。今14歳、中学3年生です。婿も我々も、あと一人子供を熱望していましたが、娘は難産に懲りたらしく首を縦に振らず、その分しゃかりきに働いていました。これでは結婚生活も壊れてしまうと折に触れて注意もしていたのですが、案の定、孫が小学校に上がって間もなく離婚になりました。親権は娘が取って姓は戻りませんでした。婿は

以後きちんと養育費を払ってくれ、時々子供に会いに来ました。ただ、離婚の3年後には職場の方と再婚をされ、息子さんも出て来て、幸せに過ごされています。娘は、2年前にがんが見つかった時にはすでに手遅れで、闘病の甲斐なく、昨年末亡くなりました。葬儀には婿も来てくれましたが、その3カ月後には折り入って話があるとのこと。言われ

るには、「娘は父親である自分が引き取りたい」と。「やはり子供には親が必要だし、今の妻も納得してくれている」と。もし継母にも可愛がってもらえるのなら孫も幸せでしょうが、ただ、我々には娘の忘れ形見です。古い先短い我々が娘に先立たれ、孫まで失っては今後どのように生きていけばいいのか途方に暮れています。

## A 親権者を父親にして、これまで通り暮らしてもよいです。 お孫さんがどうしたいか、考えを聞いてみては。

娘さんは本当にお気の毒でしたね。どんなにか無念だったでしょう。遺していくお子さんのこともさぞや心配だったでしょうが、これまで通りご両親がちゃんと面倒を見てくれるので、その意味では安心だったろうと思います。法律的な話をすると、親権を持つ親が亡くなったからといって、もう一人の親が自動的に親権者になるわけではありません。特に、父親の浮気や金銭問題、暴力などが原因で別れた場合は、父親が親権変更の申し立てをしても裁判所は認めず、実際に面倒を見ている母方の祖父母のうちどちらかを後見人に選任することはよくあります。子供の年齢が高い場合には本人の希望も聞きます。

その意味でお孫さんが幸せなのは父親がとてよい方で、子への愛情を持っておられることですね。もちろん継母は他人なので、うまくやっていくのは難しいかもしれませんが、肝心のお孫さんはどうしたいのでしょうか。周りが思うより子供は

しっかりしているし、自分の考えを持っているものです。端から見ると、今は多感な時期だし、高校受験・大学受験を控えて、新しい家族とやっていくのは大変かもしれません。このまま環境を変えたくないというのであれば、親権者を父親にして、これまで通り祖父母と暮らしてもよいのですよ。親権とい

うのは、生活を共にするといふよりむしろ法的なものなので、入学時の保護者になる、経済的な援助者になるということが主に

眼ですし、もともと子供が20歳になるまでのものです。あと、6年。お孫さんにとって親子の縁は決して切れないうし、温かく見守ってくれる父親がいて、その家族がいて、腹違いの弟がいるというのは大変心強いことだと思います。同じように、一緒に住んでも住まなくても祖父母との関係も決して切れはしないので、悲観的に考えることはないと思いますよ。

